○　藤枝市建設工事執行規則の運用について

平成３年９月28日庁内通達
令和８年10月１日改正通達

１　受注者の資格要件の特例（第５条）

⑴　第５条ただし書中「市長が特に必要があると認める建設工事」とは、産業振興部、環境水道部、都市建設部が所管する建設工事及びその他の部から当該三部に工事執行委託した建設工事以外の工事で市長が特に必要があると認める建設工事をいう。

⑵　第５条ただし書中「建設工事の性質」とは、工法・構造若しくは、使用する工事材料、又は、建設工事の施工上の特殊性をいう。

２　建設工事の見積期間（第６条）

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末・年始の休日等を除いた期間で、各号期間を確保すること。

３　建設工事請負契約約款の添付の省略（第11条）

請書による建設工事の請負契約を締結する場合は、建設工事請負契約約款の添付を要しないものとする。

４　権利義務の譲渡等（第13条）

請負代金債権の譲渡については、原則として次に掲げる国土交通省における手続きに準じて処理するものとする。

⑴　完成工事未収金債権の流動化のための債権譲渡の承諾に係る事務取扱いについて（平成10年12月24日付け建設省厚契発第68号、建設省経建発第352号）

⑵　公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について（平成14年12月18日付け国官会第1811号、国地契第59号、国総振第140号）

⑶　売掛債権担保融資保証制度に係る債権譲渡禁止特約の部分的解除の事務取扱について（平成14年10月16日付け国官会第 1413号、国地契第48号）

⑷　地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて（平成20年12月19日付け国官会第1619号、国地契第44号、国官技第232号、国営計第83号）

５　一括下請負の意義（第14条）

⑴　当該建設工事の目的物が独立した工作物であり、通常建設工事１件として発注できるような場合は、建設工事の一部であっても一括下請負として扱うこと。

⑵　建設工事の一部であっても主体的な部分を他の建設業者に請け負わせるような場合は、一括下請負として扱うこと。ただし、受注者として施工計画を総合的に企画し、建設工事全体の的確な施工を確保するため工程管理、下請負人の施工間の調整、監督を行う等、下請させた部分の施工に実質的に関与する場合を除く。

６　下請負人に関する事項（第15条）

１　次のいずれかに該当するときは、受注者に対し、下請負人通知書を提出させること。なお、提出にあたっては、当該下請負に係る契約書の写しを添付させること。

⑴　一括下請負に付している疑いがあるとき。

⑵　下請負人が当該建設工事に係る入札の相指名業者である疑いがあるとき。

⑶　下請負人が建設工事の施工、又は管理について不適当であると認められるとき。

⑷　２以上の種類の建設工事を一括契約した場合において、受注者が許可を受けている建

設工事の種類以外の建設工事でおおむね請負代金額の10分の２又は 100万円以上を下請負に付したとき。

⑸　上記各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

２　下請負に関しては、「藤枝市発注建設工事に係る下請負の適正化に関する要綱」により取り扱うこと。

７　工事工程月報の請求（第20条）

請負代金額が 2,000万円以上の建設工事若しくは工期が120日以上の建設工事、又はその他の工事で当該工事の担当課長が必要であると認めたものについては、工事工程月報を提出させること。

８　請負代金内訳書の請求（第20条）

当該建設工事の担当課長が必要であると認めたものについては、請負代金内訳書を提出させること。請負代金内訳書を求めた場合であっても、総額による請負契約の締結方式であり発注者と受注者との間に請負代金内訳書が拘束力をもつものでなく、単に参考にとどめる取扱とす

ること。

９　監督員の指名等の通知（第21条）

⑴　主任監督員及び担当監督員は、原則として技術を担当する職員の中から当該建設工事の担当課長が決めること。

⑵　監督員の氏名等の通知は、監督員通知書により行うものとする。

⑶　監督員の氏名等の通知は、１件の請負代金額が 300万円未満の建設工事で、当該建設工事の担当課長が必要と認めたもの以外は口頭で通知することにより、これに代えることができるものとする。

⑷　市長が必要と認めて職員以外の者に監督業務を委託するときは、第２１条第２項に規定する権限を契約上で明記し、１箇月に１回以上委託業務についての報告を書面により行わせること。また、第21条第２項の規定による必要な事項の記録簿を常に整備させ、必要に応じ提示させるとともに、業務委託完了時にそれらを提出させること。

10　現場代理人等の通知（第22条）

現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者の氏名は書面により通知させるが、１件の請負代金額が 300万円未満の建設工事で当該建設工事の担当課長が必要であると認めたもの以外は、口頭で通知することによりこれに代えることができるものとする。

11　削除

12　条件変更等の通知（第28条）

⑴　第28条第１項第１号から第５号までの事実を発見したときは、契約条件不一致等発見通知書により受注者から通知させる。

⑵　第28条第４項、第29条及び第29条の２の規定により工事内容の変更、設計図書の訂正又は建設工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する場合には、設計変更指示書により通知するものとする。

13　工期延長の協議（第30条）

第30条の規定により受注者から工期延長請求書の提出があり、天候の不良等その責めに帰することのできない理由その他の正当な理由が認められた場合においては、工期延長協議書により工期の延長を定めるものとする。

14　工事の中間検査（第38条）

次の内容を含む建設工事は、中間検査を実施するものとする。

⑴　舗装工事のうち路盤の材料、寸法、厚さ等の適否、地耐力試験等。

⑵　鋼橋、鉄骨等の工事における原寸及び仮組立、工場製品検査。

⑶　地中又は水中に没し、その出来形の確認が完成検査の段階では困難なもので、重要な基礎工事、埋設工事又は杭打工事。

⑷　その他、特に重要なもの。

15　部分使用（第41条）

第39条第４項の規定による引渡し前において工事目的物の全部又は一部を使用する場合には、協議書により受注者の承認を得て使用するものとする。

16　支払条件の明確化（第40条、第42条から第45条）

請負代金の一部又は全部の支払いを翌年度以降の予算により行う工事については、その支払い条件を入札執行通知書に記載して通知するとともに、請負契約の締結にあたっては契約書に明記すること。

17　前払金の扱い（第42条）

⑴　前払金は、１件の請負代金額が 300万円以上の建設工事について行う。

⑵　債務負担行為に係る建設工事の前払金は総額で定めるが、支払は年度ごと行うこととし、契約時又は次年度以降の当初に受注者の請求により支払い、その額は当該年度の歳出予算の請負代金に対する割合を乗じて得た額とする。この場合において、最終年度以外は当該年度末を保証期限とした保証証書を年度ごとに寄託させること。また各年度に分割して支払った前払金は、その年度ごとに償却するものとする。ただし特定の工事で市長が特に必要と認めたときは、初年度額の範囲内において一括して前払金の総額を支払うことができる。

18　部分払の請求回数増加の扱い（第45条）

第45条第８項のただし書中「請求回数を増加することができる」とは、工期日数を６０で除した数（端数切り捨て）を最高限度の回数とし、入札執行伺いの際その回数についても決裁を得ること。

附　則（平成11年３月26日藤管第349号）

この改正は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月31日藤管財第306号）

この改正は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日藤契第170号）

この通達は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年３月23日藤契第118号）

この通達は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月14日藤契第52号）

この通達は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年11月４日藤契第41号）

この通達は、平成26年12月１日から施行し、平成26年４月１日以降の契約分から適用する。

附　則（平成27年３月27日藤契第61号）

この通達は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月31日藤枝市通達第１号）

（施行期日）

１　この通達は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この通達の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和６年１月31日藤枝市通達第１号）

（施行期日）

１　この通達は、令和６年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この通達の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の様式の規定にかかわらず、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和８年10月１日藤枝市通達第１号）

この通達は、令和８年10月１日から施行する。

第２７号様式（規則第２１条関係）

監　督　員　通　知　書

１　建設工事名

２　監　督　員

	総括監督員	主任監督員	担当監督員
職　名			
氏　名			

上記のとおり監督員を定めたので、藤枝市建設工事請負契約約款第９条第１項（藤枝市建設工事執行規則第２１条第１項）の規定により通知します。

年　　月　　日

住所

受注者　　商号　　様

氏名

（法人にあっては、代表者の氏名）

発注者　　藤枝市長　　㊞

第２８号様式（規則第２８条関係）

契約条件不一致等発見通知書

１　建設工事名

２　契約条件不一致等の発見内容

藤枝市建設工事請負契約約款第１８条第１項（藤枝市建設工事執行規則第２８条第１項）に該当する事実を発見したので、その確認を願いたく通知します。

年　　月　　日

監　督　員　　宛

住所

受注者　　商号

氏名

（法人にあっては、代表者の氏名）

現場代理人　　氏　名

第２９号様式（規則第２８条関係）

設 計 変 更 等 指 示 書

１　　建設工事名

２　　指 示 事 項

藤枝市建設工事請負契約約款第１８条第４項及び第１９条（藤枝市建設工事執行規則第２８条第３項及び第２９条第１項）の規定により指示します。

年　　月　　日

住所

受注者　　商号　　様

氏名

（法人にあっては、代表者の氏名）

監 督 員　　職名　氏　名　　㊞

第３０号様式（規則第２９条関係）

協　　議　　書

１　建 設 工 事

２　協議の内容

藤枝市建設工事請負契約約款（該当条項）及び藤枝市建設工事執行規則（該当条項）による（協議対象）について発注者と受注者とが協議した結果、上記のように定める。

年　　月　　日

発注者　　藤枝市長　　印

住所

受注者　　商号

氏名　　㊞
（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　この協議書を電磁的記録にて作成する場合は、発注者及び受注者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

協議書作成例－１　　請負代金額の増（減）額の場合
第３０号様式（規則第２９条関係）

協　　議　　書

１　建 設 工 事 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　工事

２　協 議 の 内 容

〇〇年〇〇月〇〇日締結した契約を別紙変更設計書のとおり変更し、その請負代金額を　〇〇〇〇〇〇　円　増（減）額する。

（変更請負代金額　〇〇〇〇〇〇　円）

藤枝市建設工事請負契約約款第２４条及び藤枝市建設工事執行規則第２９条による請負代金額の変更について発注者と受注者とが協議した結果、上記のように定める。

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　　藤 枝 市 長　　印

住所

受注者　商号

氏名　　㊞

（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　この協議書を電磁的記録にて作成する場合は、発注者及び受注者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

協議書作成例－２　　内容変更の場合
第３０号様式（規則第２９条関係）

協　　議　　書

１　建 設 工 事 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　工事

２　協 議 の 内 容

協議すべき内容は別紙変更設計書のとおりとし、請負代金額を変更することなく工事内容の変更を行う。

藤枝市建設工事請負契約約款第３０条及び藤枝市建設工事執行規則第３７条による請負代金額の変更に代える工事内容の変更について発注者と受注者とが協議した結果、上記のように定める。

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　　藤 枝 市 長　　印

住所

受注者　　商号

氏名　　㊞

（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　この協議書を電磁的記録にて作成する場合は、発注者及び受注者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

協議書作成例－３　　工期変更の場合
第３０号様式（規則第２９条関係）

協　　議　　書

１　建 設 工 事 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　工事

２　協 議 の 内 容

〇〇年〇〇月〇〇日締結した契約の工期を〇〇日間延長（短縮）し、完成期日を〇〇年〇〇月〇〇日とする。

藤枝市建設工事請負契約約款第２３条及び藤枝市建設工事執行規則第２９条による工期の延長（短縮）について発注者と受注者とが協議した結果、上記のように定める。

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　　藤 枝 市 長　　印

住所

受注者　　商号

氏名　　㊞

（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　この協議書を電磁的記録にて作成する場合は、発注者及び受注者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

協議書作成例－４　　請負代金額の増（減）額　＋　工期変更　の場合
第３０号様式（規則第２９条関係）

協　　議　　書

１　建 設 工 事 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　工事

２　協 議 の 内 容

〇〇年〇〇月〇〇日締結した契約を別紙変更設計書のとおり変更し、その請負代金額を　〇〇〇〇〇〇　円　増（減）額する。

（変更請負代金額　〇〇〇〇〇〇　円）

これに伴い、工期を〇〇日間延長（短縮）し、完成期日を〇〇年〇〇月〇〇日とする。

藤枝市建設工事請負契約約款第２４条及び藤枝市建設工事執行規則第２９条による請負代金額の変更並びに藤枝市建設工事請負契約約款第２３条及び藤枝市建設工事執行規則第２９条による工期の延長（短縮）について発注者と受注者とが協議した結果、上記のように定める。

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　　藤 枝 市 長　　印

住所

受注者　　商号

氏名　　㊞

（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　この協議書を電磁的記録にて作成する場合は、発注者及び受注者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

協議書作成例－５　　内容変更　＋　工期変更　の場合
第３０号様式（規則第２９条関係）

協　　議　　書

１　建 設 工 事 名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　工事

２　協 議 の 内 容

協議すべき内容は別紙変更設計書のとおりとし、請負代金額を変更することなく工事内容の変更を行う。

これに伴い、工期を〇〇日間延長（短縮）し、完成期日を〇〇年〇〇月〇〇日とする。

藤枝市建設工事請負契約約款第３０条及び藤枝市建設工事執行規則第３７条による請負代金額の変更に代える工事内容の変更並びに藤枝市建設工事請負契約約款第２３条及び藤枝市建設工事執行規則第２９条による工期の延長（短縮）について発注者と受注者とが協議した結果、上記のように定める。

〇〇年〇〇月〇〇日

発注者　　藤 枝 市 長　　印

住所

受注者　　商号

氏名　　㊞

（法人にあっては、代表者の氏名）

備考　この協議書を電磁的記録にて作成する場合は、発注者及び受注者の電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第２条第１項に規定する電子署名をいう。）を付与のうえ、各自その電磁的記録を保有する。

第３１号様式（規則第３０条関係）

工　期　延　長　に　つ　い　て(協議)

１　建　設　工　事　名

２　建設工事場所　　藤　枝　市　　地　内

３　請　負　代　金　額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　契　約　年　月　日　　年　　月　　日

５　工　　期　　着　手　　年　　月　　日

　　完　成　　年　　月　　日

６　変更完成期日　　年　　月　　日

７　工期延長の理由

上記のとおり工期を延長したいので、協議願います。

年　　月　　日

住所

受注者　　商号　　様

氏名

（法人にあっては、代表者の氏名）

発注者　　藤　枝　市　長　　㊞

第３２号様式（規則第３１条関係）

工　期　短　縮　に　つ　い　て（協議）

１　建　設　工　事　名

２　建設工事場所　　藤　枝　市　　地　内

３　請　負　代　金　額　　￥

４　契　約　年　月　日　　年　　月　　日

５　工　　期　　着　手　　年　　月　　日
　　完　成　　年　　月　　日

６　変　更　完　成　期　日　　年　　月　　日

７　工期短縮の理由

上記のとおり工期を短縮したいので、協議願います。

年　　月　　日

住所

受注者　　商号　　様

氏名
（法人にあっては、代表者の氏名）

発　注　者　　藤　枝　市　長　　㊞

第３３号様式（規則第４１条関係）

部　分　使　用　に　つ　い　て(協議)

１　建　設　工　事　名

２　使　　用　　目　　的

３　使　　用　　部　　分

４　使　　用　　期　　間　　年　　月　　日から工事引渡完了まで

５　そ　　の　　他

上記のとおり部分使用したいので、藤枝市建設工事請負契約約款第３３条第１項（藤枝市建設工事執行規則第４１条第１項）に基づき協議願います。

年　　月　　日

住所

受注者　　商号　　様

氏名
（法人にあっては、代表者の氏名）

発注者　藤枝市長　　㊞

第３４号様式（規則第４１条関係）

部　分　使　用　に　つ　い　て(同意)

１　建　設　工　事　名

２　使　用　目　的

３　使　用　部　分

４　使　用　期　間　　年　　月　　日から工事引渡完了まで

５　そ　　の　　他

上記のとおり部分使用することを、藤枝市建設工事請負契約約款第３３条第１項（藤枝市建設工事執行規則第４１条第１項）に基づき同意します。

年　　月　　日

発注者　　藤　枝　市　長　　宛

住所

受注者　　商号

氏名　　㊞
（法人にあっては、代表者の氏名）